

上場株式等の配当等の取扱い

～源泉徴収選択口座への上場株式等の配当等の受入れについて～

(平成22年から特定口座内で配当金等を受け入れることができます)

・源泉徴収選択口座への上場株式等の配当等の受け入れ

平成22年1月1日以後に金融商品取引業者等を通じて支払を受ける上場株式等の配当等については、その金融商品取引業者等に開設している「特定口座（源泉徴収選択口座）」に上場株式等の配当等を受け入れることができます。

<手続き>

特定口座を開設している証券会社等と「上場株式配当等受領委任契約」を結びます。そして、「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出する必要があります。

受入をやめる場合には、「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出します。

・源泉徴収選択口座内における損益通算

平成21年から上場株式等の譲渡損失と配当所得の損益通算が可能となっていますが、平成22年からは配当等を源泉徴収選択口座に受け入れることにより、特定口座内で損益通算が可能となります。

上場株式等の配当等を受け入れた源泉徴収口座内に上場株式等を売却したことにより生じた譲渡損失の金額があるときは、**上場株式等の配当等の額の総額**からその**上場株式等を売却したことにより生じた譲渡損失の金額**を**控除（損益通算）**した金額をもとに源泉徴収税額が計算されます。

～源泉徴収口座における留意点～

・譲渡所得等又は、配当所得の申告不要の特例は、源泉徴収口座ごとに適用されません。

1回の売却ごと、1回に支払いを受ける配当等ごとの適用はできません。

・申告不要の特例を適用せずに源泉徴収口座内の所得について確定申告した後（あるいは申告不要の特例を適用して源泉徴収口座内の所得以外の所得について確定申告した後）に、その適用関係を変更することはできません。

・源泉徴収口座での譲渡損益又は配当所得を、その源泉徴収口座以外での株式等の譲渡損益又は配当所得と相殺しようとするときは、確定申告（申告分離課税）をする必要があります。

この場合に、源泉徴収口座の譲渡損失を確定申告する場合には、その源泉徴収口座の上場株式等の配当等もあわせて申告する必要があります。